

ミシシッピ州ハインズ郡第一地方衡平裁判所

西孝夫

申立人

対

民事訴訟番号 14-291

ミルサップスカレッジ及び

ジミーH ウィット、個人として及びウッズジュニアカレッジ又は別称ウッズカレッジ
の前登録事務官として

被申立人

ジャニス・T・ジャクソン弁護士の宣誓供述書

1. 私、ジャニス・T・ジャクソンは、有資格の弁護士です。ミシシッピ州弁護士会の資格が有効に維持されている会員です。私のミシシッピ州弁護士会の登録番号は10,212です。ミシシッピ州弁護士会の電話番号は(601)948-4471です。ミシシッピ州ジャクソン所在のミシシッピカレッジスクールオブローより1995年に卒業以来ミシシッピ州弁護士会の会員です。
2. 西孝夫氏は、私の法律事務所であるジャクソン法律事務所を上記の件に関する彼の代理人として採用しました。
3. 開示の請求申立てに対する終局判決の要約は、開示の請求申立てに対する終局判決に添付されている以下の書類を含みます：

添付証拠書類 A) ミシシッピ州ジャクソン市ミルサップスカレッジの学籍登録コーディネーター、キャサリン・A・アダムス氏によって提出された小泉勝氏の成績証明書の写し。 ウッズカレッジ（前ウッズジュニアカレッジ）閉校

後、ミルサップスカレッジは学生の成績証明書を含むウッズカレッジの全ての記録の保管機関として活動する責任を負う事を受諾。

添付証拠書類 B) 複写された注記の写し及びコピー機によって作成された（保管用の）セキュリティ用紙を基にした小泉氏の成績証明書の写し。

添付証拠書類 C) 1985年から1987年度のウッズジュニアカレッジの大学要覧の写し。

添付証拠書類 D) 1987年から1989年度のウッズジュニアカレッジの大学要覧の写し。

添付証拠書類 E) ミルサップスカレッジの学籍登録コーディネーターであるキャサリン・A・アダムス氏による2014年2月6日付け署名入りの陳述書。

添付証拠書類 F) タイラー・ミラー氏により公証されたキャサリン・A・アダムス氏の宣誓供述書。同氏は公証人であり、識別番号73761、2016年4月24日委任終了。当該宣誓供述書は、「前記に掲げられる事項と事実は記述どおり真実かつ正確である」とキャサリン・A・アダムス氏が誓約するものであり、2014年2月6日付けで署名し宣誓されたもので、添付書類 E)として本供述書に含まれている陳述書を参照。

添付証拠書類 G) 法廷通訳岡山ナオミ氏の実績表。

4. 志賀町町長小泉勝氏が入学、卒業したと主張している年にあたるウッズジュニアカレッジの1985年～87年度及び1987年～89年度の大学要覧には、小泉氏が選択したと主張する学科には海外からの生徒の入学は認められないと規定する校則が記載されています。
5. 小泉氏保持の卒業証明書に記載されている「Associate of Applied Arts A.A.A」という学位をウッズジュニアカレッジが出していたことを示す記録は存在せず、また、当該学位と同等とみなされる可能性のあるその他の必修科目または必須科目も存在しません。

6. 小泉氏の成績証明書に必須科目として記録されている ENG0110、ENG0113、ENG0123 は当該の大学要覧に表記されている卒業必須科目の対象外であります。さらに、卒業必須単位からすると、総取得単位数は落第点となります。
7. この訴訟にあたりミルサップスカレッジから西氏に提出された、現在は閉校されているウッズカレッジ（以前はウッズジュニアカレッジとして知られておりました。）の保管機関であるミルサップスカレッジが保管している学生成績証明書の記録は、小泉氏経由で西孝夫氏に事前に提出されていた成績証明書と同じものです。
8. 当該の成績証明書の書式自体が不完全なものであります。小泉氏から提出された成績証明書にある卒業の如何を表記する欄、学生の住所、卒業学位、米国滞在中の社会保障番号、卒業日、大学の学長などの項が空欄のままになっています。さらに、正式署名の役職及び認証された発行者の欄も空白のままです。よって当該の成績証明書は、小泉氏が卒業した事実を証明しておりません。上記記載の大学要覧と合わせて考えると、この複合された情報は、小泉勝氏がウッズジュニアカレッジ又はウッズカレッジとして運営されていた後の主体からは卒業していなかったという事実に対して完全なる確実度をもたらすものであります。
9. 上記の客観的な証拠にもとづき、開示の請求申立てに対する終局判決は、小泉勝氏所有の成績証明書は偽物であり偽造証明書であるとする裁判所命令です。小泉氏はウッズジュニアカレッジを卒業していません。

以上西暦 2016 年 9 月 13 日御許に提出致します。

ジャニス・T・ジャクソン
西孝夫氏代理人

宣誓の下で供述された

ミシシッピ州
ランキン郡

下記の権限及び上記の管轄における公証人である当職の面前に、ジャニス・T・ジャクソンは本人自ら出頭の上、最初に当職による正統な宣誓の上で、上記に掲げる諸事項、さらに宣誓供述書がその記載通りに真実であって正確なものであることを誓約する供述を行った。

(署名) _____

ジャニス・T・ジャクソン

以上の通り西暦 2016 年 9 月 13 日当職の面前で宣誓のうえ署名した。

(署名) _____

公証人

当職の委任は以下にて期限が終了する。

2018 年 4 月 28 日

ミシシッピ州
公証人
識別番号 108732
リアン L デニス
委任は 2018 年
4 月 28 日に終了

CLERK'S CERTIFICATE

THE STATE OF MISSISSIPPI
COUNTY OF HINDS

I, EDDIE JEAN CARR, Clerk of the Chancery Court of Hinds County, Mississippi, the same being a court of record, the lawful possessor and custodian of the papers and records of said court, do hereby certify and attest that the above and foregoing 82 pages are true, full and complete copies of Final Judgment On Bill Of Discovery

_____ as the same are and remain, on file and of record in my office.

In witness whereof, I have hereto set my hand and affixed the seal of said court, at my office in the City of Jackson, in the County of Hinds, and State of Mississippi, this the 15th day of July, 2016.

(SEAL)

Eddie Jean Carr
Chancery Clerk of Hinds County, Mississippi

CERTIFICATE OF CHANCELLOR

THE STATE OF MISSISSIPPI
HINDS COUNTY

I, William Singletary, a presiding Chancellor of the FIFTH Chancery District of the State of Mississippi (said District including the County of HINDS) do hereby certify that EDDIE JEAN CARR, who's genuine signature appears to the foregoing Certificate of CLERK, is now, and was at the date of said Certificate, the Clerk of the Chancery Court of said County, duly elected and qualified according to law; and that all his official acts as such are entitled to full faith and credit; that his said Certificate is in due form of law; that the seal hereto attached is the genuine seal of said Chancery Court, and that said Court is a Court of Record.

Given under my hand and seal, at JACKSON, MISSISSIPPI, this 15th day of July, 2016.

William Singletary
Chancellor

CLERK'S CERTIFICATE OF CHANCELLOR

THE STATE OF MISSISSIPPI
COUNTY OF HINDS

I, EDDIE JEAN CARR, Clerk of said Court, do hereby certify that William Singletary who's genuine signature appears to the annexed and last above Certificate of Attestation, is now, and was at the date of said Certificate, a Chancellor of the FIFTH Chancery District of said State, (including the County of HINDS), as therein stated, duly appointed by lawful authority and legally qualified, and that all his acts as such are entitled to full faith and credit, that all his acts as such are entitled to full faith and credit, that his said Certificate and Attestation are in due form of law, and that said Chancery Court is a Court of Record.

IN TESTIMONY WHEREOF, I have hereto set my hand and seal of said Court, at my office, in JACKSON, MISSISSIPPI, this the 15th day of July, 2016.

(SEAL)

Eddie Jean Carr
Chancery Clerk of Hinds County, Mississippi



弁護士法人

樋口国際法律事務所

翻訳証明書

2016年11月4日

代表幹事 西 孝夫 様

代表幹事 西 孝夫 様

〒101-0041

東京都千代田区神田須田町 1-2-1

カルフル神田ビル 7階

弁護士法人 樋口国際法律事務所

Tel:03-5207-3337 Fax:03-5207-3338

弁護士 樋口 一磨



当職は、日本及び米国ニューヨーク州の弁護士資格を有し、国際法務に従事している者として、法律文書の英語及び日本語間の翻訳にも精通しているところ、添付の「ジャニス・T・ジャクソン弁護士の宣誓供述書」と題する日本語文書は、同じく添付の「SWORN AFFIDAVIT OF ATTORNEY JANICE T. JACKSON」と題する英語文書の正確な和訳であることを証明いたします。

以上